

中途人材紹介コンサルティング業務委託契約書

〇〇〇〇（以下、甲という）と株式会社ヒューマンヴォイス（以下、乙という）とは、甲の人材紹介を効果的に実施するため、下記の内容により、人材紹介コンサルティング業務委託契約（以下、本契約という）を締結します。

第1条 乙は、甲が求める人材要件を把握し、それに合致した人材を探索して甲に紹介し、内定確定及び入社に至るまでの支援活動を行います。

乙が行う前項の業務に対し、甲は、乙に対しコンサルティングフィーを支払うものとします。なお、本契約終了後1年の間に、甲が乙から紹介された人材を入社させた場合にも、甲は乙に対し、第3条に定めるコンサルティングフィーを支払うものとします。

第2条 前条の活動に関して、乙から会社案内等の企業情報の提供を求められた場合、甲は、正確かつ速やかにその資料の提供をします。

前項の情報の他、前条に定める業務の遂行にあたり必要とする情報の提供を乙から求められた場合、甲はできる限り情報開示につとめ、乙の業務遂行に協力します。

第3条 乙の紹介した人材を甲が採用した場合、甲は乙に対し、コンサルティングフィーとして、以下の費用を支払うものとします。

採用人材の年俸×30%（別途消費税等）

2 前項における「年俸」とは、超過勤務手当・通勤手当を除き算出可能な諸手当を含む次のいずれかの額をいうものとします。

（1） 甲が採用人材に明示した年俸の額

（2） 甲が採用人材に明示した月額給与の15ヶ月分

第4条 甲への人材の入社後、乙が発行する請求書に基づき入社の翌月末までに、甲は乙に対し、前条のコンサルティングフィーを支払うものとします。

第5条 採用人材が入社日以降3ヶ月以内に自己都合により退職した場合（ただし、死亡・病気の場合等不測の事態を除く）は、下記の金額（別途消費税等）を、甲より発行された請求書が到着後1ヶ月以内に返還するものとします。

①入社日以降1ヶ月以内 コンサルティングフィーの50%

②1ヶ月超え3ヶ月以内 コンサルティングフィーの25%

③3ヶ月を超えた場合 返金なし

第6条 甲および乙は、本契約に基づいて相手方から知りえた情報を本契約期間はもちろん契約期間終了後も第三者に漏らしてはならないものとします。

第7条 本契約の有効期間は2023年●月●日から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、以降も同様とします。

第8条 本契約に定めのない事項および本契約の解釈について疑義が生じたときは別途協議のうえ、甲乙双方誠意を持って解決するものとします。

第9条 本契約にかかる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有します。

2023年●月●日

【甲】

【乙】 東京都千代田区神田須田町 1-18-6 第一谷ビル 3F

株式会社ヒューマンヴォイス

代表取締役 安藤 洋介